

日立造船株式会社「（仮称）田子小国風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

平成31年2月18日
経 済 産 業 省
商 務 情 報 政 策 局
産 業 保 安 グ ル ー プ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、（仮称）田子小国風力発電事業環境影響評価方法書について、日立造船株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事及び秋田県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県三戸郡田子町及び三戸町、秋田県鹿角市
原動力の種類：風力（陸上）
出 力：最大86,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

＜計画段階環境配慮書＞

計 画 段 階 環 境 配 慮 書 受 理	平成29年 6月 5日
環 境 大 臣 意 見 受 理	平成29年 8月 8日
経 済 産 業 大 臣 意 見 発 出	平成29年 8月28日

＜環境影響評価方法書＞

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	平成30年 8月23日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	平成30年 10月26日
青 森 県 知 事 意 見 受 理	平成31年 1月23日
秋 田 県 知 事 意 見 受 理	平成31年 1月25日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	平成31年 2月18日

問合せ先： 電力安全課 高須賀、松橋、須之内
電話03-3501-1742（直通）

日立造船株式会社「（仮称）田子小国風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧
告内容

1. 哺乳類、コウモリ類、鳥類及び昆虫類の調査について、対象事業実施区域の東部の風力発電設備の設置予定範囲に対して調査地点が十分に配置されていないため、複数の専門家から意見聴取した上で、調査地点の追加を検討すること。
2. 方法書では、設置する風力発電機の配置等のほか、工事の規模や方法等が確定していないことから、これらを可能な限り明確にした上で、それらを踏まえた調査、予測及び評価を実施すること。
3. 風力発電機の設置に伴う基礎打設工事の状況によっては、騒音による生活環境への影響が懸念されることから、工事の詳細を可能な限り明確にし、必要に応じて建設機械の稼働による騒音の影響について、適切に調査、予測及び評価すること。

（青森県知事及び秋田県知事からの意見書の写しを添付）